

猛暑の夏が過ぎ、気が付けば秋。彼岸花の鮮やかな朱色が田んぼの畔一面に見られ、黄金色になった稲と、まわりの緑とのコントラストが美しい季節になりました。「暑さ寒さも彼岸まで」、昔からの言い伝えのとおり、あれほど続いていた真夏日も今はありません。寝苦しかった夜もなくなりました。過ごしやすくなった反面、昼夜の寒暖差、夏の疲れなど、体調を崩しやすい時期でもあります。十分に休養と栄養をとりましょう。

相変わらず暗く重苦しいニュースの多い昨今、それでも今年は夏の甲子園で、「前橋育英高校優勝」がありました！ また、「2020 年の東京オリンピック開催決定」、日本のお家芸「レスリングの継続」も決まりました。久々の嬉しいビッグニュースです。もっともっと明るい「じえ、じえ、」のできごとが起こりますように。

今回は、「高年齢雇用継続給付」および、「地域包括支援センター」について ご説明させていただきます。

#### 1、「高年齢雇用継続給付」とは

目的:60 歳以降も働く意欲のある高年齢者の就業意欲の維持、65 歳までの雇用の継続を援助、促進することです。

老齢厚生年金の支給開始年齢は、65 歳まで段階的に引き上げられています。男子は昭和 36 年 4 月以降、女子は昭和 42 年 4 月以降に生まれた方は 65 歳になるまで年金は支給されません。「空白の 5 年間」の対策のひとつとして平成 16 年に高年齢者（55 歳以上）雇用安定法が改正され、年齢による応募や採用の差別は原則禁止になりました。平成 18 年からはさらに、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれか一つを選択し、実施することが企業に義務付けられました。定年後も働けることは高年齢者にとってうれしいことですが、60 歳以降の賃金は、退職時の 30～70%に設定される企業が多いため、あまりに安い賃金に、働く意欲も損なわれかねません。「高年齢雇用継続給付」は賃金が退職時の 75%未満に低下した状態で働き続ける高年齢者に支給されます。

支給対象者：下記のすべてに該当する方です。

- ・ 60 歳以上 65 歳未満で、雇用保険の一般被保険者であること。
- ・ 被保険者であった期間が、通算して 5 年以上あること。
- ・ 休業給付、介護休業給付を受けていないこと。
- ・ 賃金が、60 歳時と比較して、75%未満であること。

#### 支給金額

- ・ 各月の賃金が 60 歳時点の 61%未満の場合、各月の賃金の 15%相当額が支給されます。
- ・ 各月の賃金が 60 歳時点の 61%以上 75%未満の場合その低下率に応じて、各月の賃金の 15%相当額未満の額が支給されます。
- ・ 各月の賃金が一定以上の場合、支給は受けられません。（この額は毎年変更されます。現在の時点では、341.542 円です。）

## 支給期間

- ・支給対象者が60歳に達した月から65歳に達する月までです。  
(雇用保険の基本手当を一部受給した後、再就職する対象者は、基本手当の支給残日数に応じて最大2年間です。)

## 手続き

現在勤務している事業所の所在地を管轄しているハローワーク（公共職業安定所）で手続きをおこないます。手続きは、事業主または、被保険者本人がおこなえますが、労使間で話し合い、できるだけ事業主の方がおこなうようにしてください。

## 2、「地域包括支援センター」とは

「地域包括支援センター」は、地域で暮らす高齢者の方やそのご家族がお困りになった時、相談にのっていただける公的（市町村が設置）機関です。

ご相談に対して、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種が連携し、介護、福祉、医療、健康、生活等さまざまな面から総合的に対応、支援をおこないます。

具体的には、

- ① 介護、医療、福祉等に関する相談
- ② 介護保険の申請やケアマネージャーの選択援助、介護保険以外に地域で受けられる高齢者サービス紹介や利用援助
- ③ 要支援の方のケアプラン作成
- ④ 高齢者の権利擁護：高齢者虐待の早期発見とその対応、成年後見人制度等の利用援助、消費者被害（悪質な訪問販売等）対応など

担当地区があり、相談者の方の住所地によって利用できるセンターが決まっています。

渋川市は下記の3地区に管轄が分かれています。

- ・地域包括支援センター：旧渋川市、伊香保地区：TEL 0279-22-2179
- ・北部地域包括支援センター：小野上、子持地区：TEL 0279-60-5445
- ・東部地域包括支援センター：赤城、北橘地区：TEL 0279-20-6002

以上、「高年齢雇用継続給付」および、「地域包括支援センター」について、ご説明させていただきました。

何かお困りのこと、ご心配なことがございましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をおかけください。ご相談を希望される方は1階中央受付、または病棟師長等に、ソーシャルワーカーに相談希望の旨をお伝えください。また、直接お電話でのご相談もお受けします。